

五領認定こども園分室（年度利用保育）のご案内

- お申込の際には必ず入室要件をご確認の上、保育幼稚園事業課で申請してください。
- 所在地：上牧北駅前町8番1号（旧五領保育所跡地）
※五領認定こども園（神内2丁目）とは別の場所です。
- 入室に関する問い合わせ：072-674-7692（保育幼稚園事業課）

<施設概要>



【ID：177350】

令和9年4月より、新たに「五領認定こども園分室（年度利用保育）」が開設されます。

45～46ページ記載の高槻認定こども園分室（年度利用保育）と同様に、認可保育施設・事業所の利用希望者のうち、保育の必要性が高い方（週5日勤務かつ週30時間以上の就労が常態となっている方や、同条件で就労予定の方など）で、認可保育施設等の利用ができていない児童が対象です。

※利用期間は入室年度の3月末まで（翌年度も継続入室を希望される場合、特別加点があります（次ページ参照））。

※運営は、株式会社ポピンズエデュケアに委託しています。

1. 入室要件

◆認可保育施設（2・3号）の入所選考に申し込み中（待機中）の児童で、以下に当てはまるもの

- ◆ 週5日勤務かつ週30時間以上就労を常態としている
 - ◆ 週5日勤務かつ週30時間以上就労を常態とすることが決まっている（就労予定）
 - ◆ 妊娠・出産要件（産前産後期間）または災害復旧要件等
- ※ 現在、幼稚園・事業所内保育事業所（従業員枠含む）・企業主導型保育事業に在籍している児童は除きます。

2. 概要

<対象年齢> 1歳児 ～ 5歳児

<定 員> 44名（令和9年度）

※下表のとおり、令和10年度は52人、令和11年度以降は60人に段階的に拡大予定

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和9年度	5人	7人	15人	8人	9人	44人
令和10年度	5人	7人	15人	16人	9人	52人
令和11年度以降	5人	7人	15人	16人	17人	60人

<開室時間> 午前7：00 ～ 午後7：00（午後6：00以降は別途申請および延長利用料が必要です。）

<利用期限> 入室年度の3月31日まで（就労予定は入室後2ヶ月まで、産前産後・災害復旧等は期間終了まで）
※在籍児については進級時に優遇措置あり。詳細は次ページ<入室要件の取扱い・利用期限>参照

<利用料> 1歳児：月額35,000円（市民税非課税世帯は無料、利用料の兄弟姉妹減免制度あり）

2歳児：無料

3歳以上児：無料（給食費月額5,800円が保護者の実費負担となります）

※退室日は原則月末付けです（利用の有無にかかわらず1ヶ月分の保育料が必要）。ただし、月中中に市外転出される場合等を除きます（退室届の提出は退室の前月末までをお願いします）。

<延長利用料> 月額2,000円 ※月途中入退室の場合の日割り計算可（ただし、上記と同じ条件の場合のみ）

<給 食> 施設内調理

食物アレルギー対応については、原則として完全除去食対応となります。詳細は保育幼稚園総務課（072-648-3273）までお問い合わせください。

<多子世帯の負担軽減について>

多子世帯については、負担を軽減する制度があります。なお、上の子・下の子に関わりなく、五領認定こども園分室（年度利用保育）の保育料減免が優先されます（詳細は、42ページ【7. 多子世帯負担軽減制度について】をご参照ください）。

<そ の 他> *保育士の配置基準、入室児童1人あたりの面積基準等は認可保育施設に準じます。

*お子様の個別の状況によっては、入室いただけない場合があります。ご心配がある場合は、予め、保育幼稚園総務課（648-3273）へご相談いただきますよう、お願いします。

3. 入室日および申込締切（※入室申込の受付は入室要件を満たす時から可能となります）

令和9年4月入室申込について

- ◆入室日：令和9年4月1日入室（入室月末日までの育休復帰・就労開始が必要）
- ◆申請締切日：第1期：2月12日締切 第2期：3月17日締切予定
※申込手続きは保育幼稚園事業課窓口又は郵送での受付となります（FAXでの受付不可）。

令和9年5月～令和10年3月入室申込について

- ◆入室日：1日入室（入室月末日までの育休復帰・就労開始が必要）
- ◆申請締切日：前月10日締切（例：5月1日入室 ⇒ 4月10日締切）
※10日が土日祝日の場合は、前開庁日となります。
※申込手続きは保育幼稚園事業課窓口又は郵送での受付となります（FAXでの受付不可）。
- ◆選考結果判明日：前月22日頃 ※内定者にのみ文書通知します。

4. 入室における注意事項（以下の内容をご了承いただいた上でお申し込みください）

＜入室選考＞

- ◆申請多数となった場合は、認可保育施設等の利用調整の点数を引用して選考します。
- ◆高槻認定こども園分室（年度利用保育）との併願はできません。（幼稚園（通常の幼稚園枠）・認定こども園1号、西大冠幼稚園就労支援型預かり保育、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室との併願は可能です。）

＜延長保育の利用＞

- ◆延長保育の利用には申請が必要です。予め延長保育を利用することが明らかな場合は、申請時に申請書の口欄をチェック（☑）してください。延長保育の利用回数に関わらず料金（月額2,000円）が発生します。申請および入室後、延長保育が必要または不要となった場合は、別途様式で申請が必要です（申請月の翌月から変更となります）。

＜（就労予定で入室された場合）就労証明書の再提出について＞

実際に就労開始された後、就労証明書を再提出してください。

- ※入室後の契約内容の確認になりますので、勤務先に記入していただくようお願いします。
- ※提出期限：入室後2ヶ月以内

＜入室要件の取扱い・利用期限＞

- ◆入室後も、認可保育施設（2・3号）への入所申請は継続いただきます。また、認可保育施設（2・3号）に内定となった場合、五領認定こども園分室（年度利用保育）は退室いただくことになります。
※内定を辞退された場合にも、五領認定こども園分室（年度利用保育）の利用を継続することはできません。
- ◆入室後、退職・就労時間の縮小（週30時間未満）等により入室要件を欠く場合、その月末で退室となります。
※月末までに再就職等により再度入室要件を満たした場合は、この限りではありません。
- ◆育児休業明け復帰の方は、産後休暇・育児休業等復帰証明書の提出が必要です。
※育休復帰証において、週5日勤務かつ週30時間以上の契約内容が確認できない場合、退室となります。
- ◆就労予定で入室された場合、利用期限は入室後2ヶ月までとなります。
※就労証明書の再提出により、契約内容が確認できた場合に限り、利用期限が年度末までとなります。
※就労証明書において、週5日勤務かつ週30時間以上の契約内容が確認できない場合、退室となります。
- ◆申請締切時に、妊娠・出産または災害復旧等で入室された場合、利用期限は期間終了日が属する月の月末です。

5. 在籍児童の翌年度4月入室選考における特別加点について

五領認定こども園分室（年度利用）の在籍児童が、翌年度4月の入室選考に申し込む場合の特別加点（1点×クラス年齢）を設けます。この特別加点を、従来の待機加点（2点×待機年数）等と合わせることで、翌年度以降も継続して入室しやすくなります（継続入室を保証するものではありません）。

また、特別加点は、五領認定こども園分室（年度利用保育）の入室選考に限り適用するものであり、認可保育施設（2・3号）・高槻認定こども園分室（年度利用保育）等の入所選考には適用されません。

（例）令和9年4月に1歳児クラスに入室された場合

入所選考月	クラス年齢	特別加点（A）	待機加点（B）※1
令和10年4月	2歳児	+2点（1点×2歳）	+2点（2点×1年間）
令和11年4月	3歳児	+3点（1点×3歳）	+4点（2点×2年間）
令和12年4月	4歳児	+4点（1点×4歳）	+6点（2点×3年間）
令和13年4月	5歳児	+5点（1点×5歳）	+8点（2点×4年間）

- ※1 利用選考基準（点数表、24ページ参照）における「待機：1年（12ヶ月）経過後に加点（+2×待機年数）」のことです。1年（12ヶ月）経過後が案件のため、5月以降に入室された場合、待機加点は翌4月入室選考では加点されません。また、認可保育施設（2・3号）の入所内定を辞退された場合、待機加点はリセットされます。